

CX ORDER βバージョン規約

第1条 (利用規約)

1. 本規約は、「CX ORDER」のβバージョン（以下「βバージョン」といいます）を利用するお客様（以下「利用者」といいます。）にCX ORDER利用約款（以下「原約款」といいます。）とともに適用されるものです。
2. 本規約の規定及び原約款の規定が抵触するときは、本規約の規定が優先されます。
3. 本規約により別段の定めがない限り、原約款の定義が適用されます。

第2条 (βバージョン)

1. 利用者は、クラスメソッドからの依頼に応じてβバージョン利用中に発見したオーダーサービスに関する不具合等について報告し又はアンケートに回答するものとします。
2. 本規約の内容を契約内容としたβバージョン契約は、利用者がオーダーサービスの利用申込時に本規約に同意することで、CX ORDER利用契約の成立と同時に成立するものとします。
3. βバージョン提供期間中のオーダーサービス等の対価である利用料は、無償とします。

第3条 (守秘義務)

利用者は、βバージョン利用により知りえたオーダーサービスの仕様、技術等の情報及び不具合に関する情報のうち、クラスメソッドが公表していない情報については、クラスメソッド以外の第三者に開示しないものとします。ただし、利用者が、クラスメソッドに事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第4条 (免責)

1. 利用者がβバージョン及びこれに対するオーダーサポートの利用により、利用者に損害が発生した場合であってもクラスメソッドはこれに対する責任の一切を負わないものとします。
2. クラスメソッドは自己の都合によりβバージョンを停止若しくは中断し又は提供期間を変更することがあります。

第5条 (有効期間)

1. βバージョン契約の有効期間は、βバージョン提供期間終了までとします。
2. 利用者は、クラスメソッドに対して、前項の規定によるβバージョン契約の有効期間満了2か月前までに、βバージョン契約の有効期間満了後もオーダーサービスの利用継続をするか否かクラスメソッド所定の手続きをするものとします。
3. 前項に定める手続きをしない場合は、クラスメソッドは、利用者に対して、βバージョン契約の有効期間終了とともにCX ORDER利用契約を終了するものとします。

第6条 (継続)

1. 利用者は、第5条第1項の手続きによりβバージョン契約有効期間終了後もオーダーサービス等の利用を希望する場合、原約款はなお有効とします。
2. βバージョン提供期間におけるオーダーサービス等は、原約款における最低利用期間の適用をせず、利用者が前条によりオーダーサービスの利用の継続を希望する場合は、βバージョン提供期間満了の翌日から原約款に規定する最低利用期間を開始するものとします。